

「東京工業大学田町キャンパス土地活用事業 募集要項等」に関する質問に対する回答（第2回）

令和元年12月13日公表

番号	資料名	頁数	項番号	項目名	質問	回答
10	募集要項	17	3_2	スケジュール	2020年3月と4月の貴大学との対話の日程はいつ決まる予定でしょうか。	資格審査結果の通知後の2020年1月頃を予定しています。個別に応募者の代表企業との間で希望日等を調整の上、別途交付する対話の実施要領において具体的な日程等を通知します。
11	募集要項	17	3_3_2_①	応募者の構成	「構成員のいずれかがほかの応募者の構成員として重複参加することは認められない」とありますが、仮に事業者として選定されたのちに、設計や工事施工を落選した他応募者グループの代表企業又は構成員に発注することは問題ないでしょうか。	問題ありません。ただし、事業協定書の規定に従い、本学に届け出の上、本学から事前の承諾を受ける必要があります。
12	募集要項	17	3_3_2_②	応募者の構成	提案時点で建設企業を応募グループの構成員とせず応募した場合、事業者選定後に他の応募グループの構成員だった建設企業を本件工事の建設企業として業務を行わせることは可能という理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13	募集要項	18	3_3_2	図	図中④（1）で代表企業がSPCに入らない構成となっておりますが、代表企業はSPC内での最大出資割合を持つ必要はないのでしょうか。（3_3_2_④_ウの解釈）	例示した④（1）のように、代表企業が本学との直接の契約相手方になる場合であれば、同じ立場で契約相手方となるSPCに対する代表企業の出資割合等の要件は求めています。
14	募集要項	18	3_3_2_③	応募者の構成	変更せざるを得ない事情が生じた場合とございますが、具体的にどのような場面を想定していますでしょうか	「変更せざるを得ない事情」は応募者に起因するものであるため、事前に想定するものではありません。個別具体の事象に応じて本学が判断します。
15	募集要項	18	3_3_2_③	応募者の構成	参加表明以後、提案書提出以前の期間で、応募者の変更（構成員の追加や、応募者グループ同士の合併など）を行うことは可能でしょうか。その場合、提案時、様式5-2に構成員を追加すれば宜しいでしょうか。提案前にご連絡する必要がありますでしょうか。	No.1、2及び3の回答を参照してください。そのうえで、構成員を追加する場合は当該者の参加要件等を確認する必要があります。必要があり、様式5-2に記載するだけでなく、本学の事前の承認を受ける必要があります。
16	募集要項	18	3_3_2_③	応募者の構成	「提案書の提出以降、応募者の変更は原則認めない」とありますが、参加表明以降、提案書提出までの期間であれば、応募グループの代表企業または構成員を変更または追加することは可能でしょうか。可能な場合、参加表明している企業（代表企業or構成員）および参加表明していない企業であっても追加することは可能でしょうか。	No.1、2、3及び15の回答を参照してください。
17	募集要項	18	3_3_2_④	応募者の構成	SPCの種別に制限はありますか。（TMK、GK、株式会社等）	特にありません。
18	募集要項	18	3_3_2_④	応募者の構成	提案書にSPC出資予定者としての記載されていなかった企業を落札後にSPC出資者として追加する場合、「貴大学と協議の上、貴大学が認めた場合」は可能だと思われそうですが、例えば生命保険会社などの金融商品取引法で定められる適格機関投資家を追加する事は認められるのでしょうか。	募集要項第3章3（2）④イの手続きに従い、本学の事前承諾を得た場合は認めます。
19	募集要項	18	3_3_2_④	応募者の構成	SPC出資予定者は他のコンソーシアムとの重複応募は可能でしょうか。	構成員でない出資予定者については可能です。
20	募集要項	18	3_3_2_④_イ	応募者の構成	SPC出資予定者の参加要件はありますか。	特にありませんが、例えば募集要項第3章3（4）⑦に示す暴力団に関連する要件等を確認する場合があります。

番号	資料名	頁数	項番号	項目名	質問	回答
21	募集要項	18	3_3_2_④_イ	応募者の構成	本学の事前の承諾がある場合を除きとありますが、承諾が頂けない場合はどのようなケースがありますでしょうか。	構成員に関しては募集要項に示す構成員の共通参加要件を満たさない場合等が想定されます。 SPC出資予定者に関してはNo. 20の回答を参照してください。
22	募集要項	18	3_3_2_④_イ、 エ	SPC出資予定者	参加表明後、提案前であれば、他の参加表明者と合同の提案やSPC出資が可能か否か。可能な場合、その手続きはどのようなものが必要か。	No. 1、2、3及び19の回答をそれぞれ参照してください。
23	募集要項	18	3_3_2_④_エ	応募者の構成	本学の事前の承諾がある場合を除きとありますが、承諾が頂けない場合はどのようなケースがありますでしょうか。	募集要項で示した構成員の参加要件等を満たしていない場合等、本事業への参画が適切でないと本学が認める場合が想定されます。
24	募集要項	18	3_3_(2)	応募者の構成	SPCの組織構成（監査役会を設置するか等）については事業者の提案に委ねられるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	18	3_3_2_④	応募者の構成	SPCの「構成員」と「SPC出資予定者」の違いは、出資割合及び議決権割合のみであり、本事業実施にあたっての権利義務に両社の差はないとの認識でよろしいでしょうか。	本学との事業協定書又は定期借地権設定契約書の契約相手方になることを予定する場合は、代表企業又は構成企業となる必要があります。SPC出資予定者の場合は、必ずしも本学との契約相手方になる必要はないという点では構成員と立場が異なります。従って、構成員である出資予定者と構成員でない出資予定者では立場が異なります。
26	募集要項	18	3_3_2_④_ア	応募者の構成	「SPCの設立は遅くとも定期借地契約の締結までとする」とありますが、当初「本事業で想定される応募グループの形態（イメージ）」の①代表企業1社または③代表企業及び構成員で提案した後、事業協定書の締結後、SPC組成に変更し、②SPC1者または、④SPC及び構成員に形態を変更することは可能でしょうか。	可能ですが、本学の事前承諾が必要です。
27	募集要項	19	3_3_3_④_エ	応募者の構成	SPC出資持分を企業グループ内での資本移動であれば認められるでしょうか。	企業グループ内であっても、募集要項第3章3(2)④エの手続きに従い、本学の事前承諾が必要です。
28	募集要項	19	3_3_3_①_ア	代表企業に係る実績要件	代表企業の都市再生特別地区実績要件に関して、過去に代表企業が都市再生特別地区での開発事業へ都市計画決定後に参画し、都市再生特別地区具現化のため、都市計画提案者である他企業の責務を引き継ぎ、提案内容に係る事業推進のための各種申請手続き、関係行政との協議・調整、特区内容の軽微な変更手続き（景観計画の変更手続き等も含む）及び特区履行確認などの実務を行い、当該都市再生特別地区での開発事業を完遂した実績を有する場合、要項に規定する実績要件を満たしていると考えますが、いかがでしょうか。	ご質問に記載された内容で提出された参加証明書等をもって、募集要項第3章3(3)①に示す代表企業の実績要件に合致し、開発計画の実務に携わったことを客観的に確認することができれば、認めます。
29	募集要項	20	3_3_5	参加資格要件確認の基準日	構成員の共通参加要件は、参加表明書の提出日から事業予定者の選定の日までの期間、満たす必要があると規定されています。一方で、23p④の「参加資格審査基準日等」で審査基準日は参加表明書の提出日とありますが、両者の基準日の設定の違いについてご教示ください。	代表企業等の実績要件及び構成員の共通参加要件に関しては参加表明書の提出日を基準日に本学が確認し、資格審査以降の手続きに進むことができます。一方で、構成員の共通参加要件に関しては事業予定者の選定の日まで満たす必要があり、参加表明書の提出日から事業予定者の選定の日までに参加要件を喪失した場合、事業予定者として選定されない場合があります。
30	募集要項	22	3_5_4_③	資格審査申請書類等	資格審査申請書類等の中に「法人事業税に係る納税証明書」がございましたが、提出するものは最新のものでよろしいでしょうか？	提出時点で入手可能な最新の事業年度の納税証明書をご提出ください。

番号	資料名	頁数	項番号	項目名	質問	回答
31	募集要項	22	3_5_4_③	資格審査申請書類等	法人登記簿謄本は、履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書のどちらを提出すればよろしいでしょうか。	現在事項全部証明書を提出してください。
32	募集要項	22	3_5_4_③	参加表明及び資格審査	法人納税証明書はその1~その4までございますが、全ての書式の提出が必要でしょうか。	法人税に関する法人納税証明書ではなく、都道府県が発行する法人事業税納税証明書を提出して下さい。
33	募集要項	22	3_5_4_③	参加表明及び資格審査	法人納税証明書について連結納税制度の採用により、参加者自身の証明書提出が出来ない場合、連結納税を行う親会社名義での証明書提出によってこれを代替することは可能でしょうか。	No. 32の回答を参照してください。
34	募集要項	22	3_5_4_③	参加表明及び資格審査	法人納税証明書について、事業所が複数の都道府県に設けられている場合、東京都への納税証明書のみを提出すればよろしいでしょうか。	No. 32及び37の回答を参照してください。
35	募集要項	22	3_5_4_③	参加表明及び資格審査	法人納税証明書を申請する場合、申請税目（法人事業税）の事業年度を記載する必要がありますが、直近一年間分（3月末決算の場合、2018年4月1日～2019年3月31日）の証明書を提出するとの認識でよろしいでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。
36	募集要項	22	3_5_4_③	資格審査申請書類等	法人事業税に係る納税証明書については、1年度分(2018年4月～2019年3月)の証明書を提出することよろしいでしょうか。また、1年度分が分かれる場合は、1年度分が充足される期間にて提出することよろしいでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。
37	募集要項	22	3_5_4_3	資格審査申請書類等	法人事業税に係る納税証明書については、本店所在地の都道府県のみ提出という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項	22	3_5_4_③	資格審査申請書類等	資格審査申請書類等に記載し提出しました、「代表企業名」、「構成員名」、「応募者名／応募グループ名」は事業者決定時点まで、公表されないとの認識でよろしいでしょうか。	本学が事業予定者を選定するまでは公表されません。
39	募集要項	23	3_5_5	現地見学会	事前連絡の上、任意の現地調査並びに現地の立ち入りは可能でしょうか。	応募者による任意の現地調査並びに現地の立ち入りは不可です。
40	募集要項	23	3_5_5	現地見学会	ここでいう応募者とは、参加表明書に名を連ね、参加資格が認められた代表企業、構成員を指す認識ですが、別途ER、解体業者、AM等、応募者外での提案において必要な専門家を現地見学の参加者に含めることは可能でしょうか。	可能ですが参加人数には一定の上限を定め、参加予定者を事前に届け出ていただく予定です。詳細については資格審査の結果通知とともに応募者の代表企業に通知します。
41	募集要項	23	3_5_5	現地見学会	本件は土壌汚染の恐れがあり、またアスベスト等の有害物の含有（未調査部分）も予想されますので、現地見学会への解体工事・有害物調査に関する専門業者の参加も認めていただけないでしょうか。	No. 40の回答を参照してください。
42	募集要項	23	3_5_6	対話	対話において人数制限や時間はどれくらいを予定されているのでしょうか。	対話の参加者及び人数制限、時間制限等は、応募者に別途交付する対話の実施要領において示します。併せてNo. 10の回答を参照してください。
43	募集要項	23	3_5_6	対話	「対話の詳細な実施要領は本学から個別に応募者の代表企業に通知する。」とございますが、いつまでに通知をいただけますでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	項番号	項目名	質問	回答
44	様式集	1	1_2_②	参加表明書等、参加資格審査までの提出書類	実績要件確認書のうち建設企業実績要件確認書様式4-2の「建物概要」欄には具体的にどのような内容を記載すればよろしいでしょうか。	建物概要欄は、指定された項目に記載できない内容がある場合に使用してください。
45	様式集	1	1_2_②	参加表明書等、参加資格審査までの提出書類	実績要件確認書に添付する証憑資料について、証憑に無関係の情報（書類名、契約者・発行者、証憑事項等以外）は黒塗りとしてよろしいでしょうか。	黒塗り可能です。